

報告 1 2

古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更に係る専決処分の 報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年6月2日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和7年6月6日議会において議決された古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約について、請負契約を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 古園地区急傾斜地崩壊対策工事
- 2 契約金額
当 初 金 額 91,008,500円
第1回変更金額 102,487,000円
今回変更金額 103,809,200円
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市目覚町5番1号
株式会社 ウエノ
代表取締役 上野 英剛
- 4 変更の理由 現場精査による現場吹付砕工・排水工・立入防止柵工等の数量変更および付帯工事の追加に伴う増額

令和 8年 4月17日

長与町長 吉 田 慎

